

大分市 PFI 等導入推進指針

令和4年4月（改訂版）

公共施設マネジメント推進室

目 次

I	背景	2
II	本指針の位置づけ	3
III	PFIの原則・主義	4
IV	PFI等の導入効果	4
V	PFI等の手法	5
	(1) 事業手法	
	(2) PFI手法と従来の事業手法との比較	
VI	PFI等の事業手法検討	7
	(1) 優先的検討の開始、基本構想の検討	
	(2) PFI等の導入可能性の検討	
	(3) PFI等導入についての検討結果の公表	
	(4) 事業手法の決定	
VII	事業の実施に向けて	13
VIII	PFI等の推進にあたっての留意事項	13
	(1) 事業の必要性、収益性等の事前評価	
	(2) 事業情報等の公表	
	(3) 民間事業者との対話の促進	
	(4) 後年度の財政負担への影響	
	(5) 地域経済の活性化の推進	

I 背景

本市では、公共施設等の老朽化や少子高齢化の進行などにより厳しい財政状況が予想される中、公共サービスを効率的かつ持続的に提供していくため、全ての施策・制度を聖域なく見直しの対象とするとともに、民間の経営手法を取り入れ、限られた財源を最大限に活用する行政システムを目指しています。

大分市公共施設等総合管理計画では、その基本方針の中で市民ニーズに対応した施設の活用を推進するため、PPP（※1）/PFI手法などにより民間活力の導入を積極的に検討することとし、併せて計画の推進においても、公共施設等の整備手法としての活用を推進する旨を掲げています。

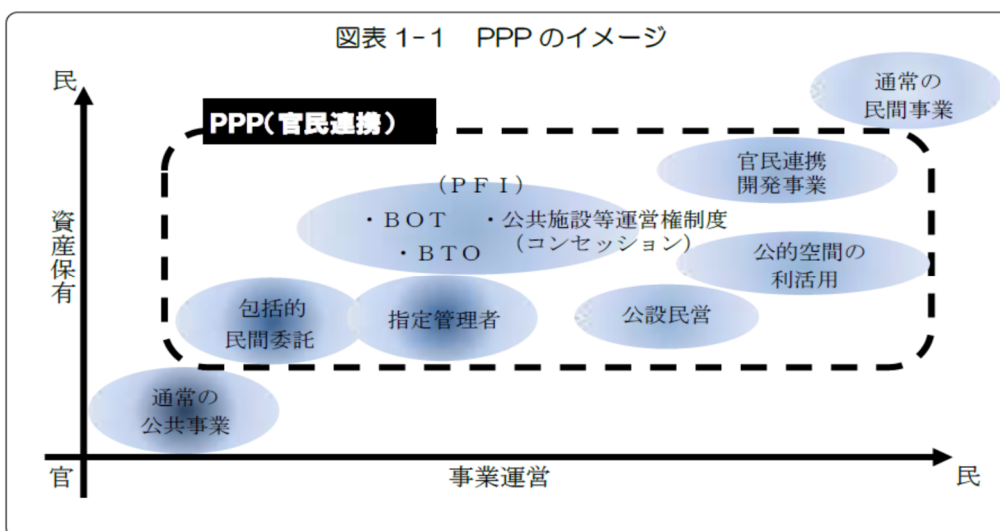
公共施設等の整備・運営にあたり、民間の資金と創意工夫を活用することで、効率的で質の高い公共サービスの提供を実現できるPPP/PFI手法などは、公共施設等の整備と財政健全化の両立を図る上で有効な手法の一つと言えます。

今後、本市における事業手法の検討にあたっては、従来どおりの手法にとらわれず様々な手法の中から最適な事業手法の選択に努めていく必要があります。

「大分市PFI等導入推進指針」（以下「指針」という。）は、国の要請（※2）に基づき、多様なPPP/PFI手法を優先的に検討する仕組みを構築するため、民間活力手法の導入に向けた検討フローや検討条件など、基本的な基準を定めるものです。

なお、本指針では、PFIに基づく公共施設等の整備のほか、PFIに準じ民間の技術的ノウハウや経営能力などを活用した施設整備の手法を「PFI等」として記述いたします。

※1 PPP（Public Private Partnership）とは、行政と民間が多種多様な形で連携して、それぞれ互いの強みを活かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るもの。PFI手法はPPPに含まれます（図表1-1）



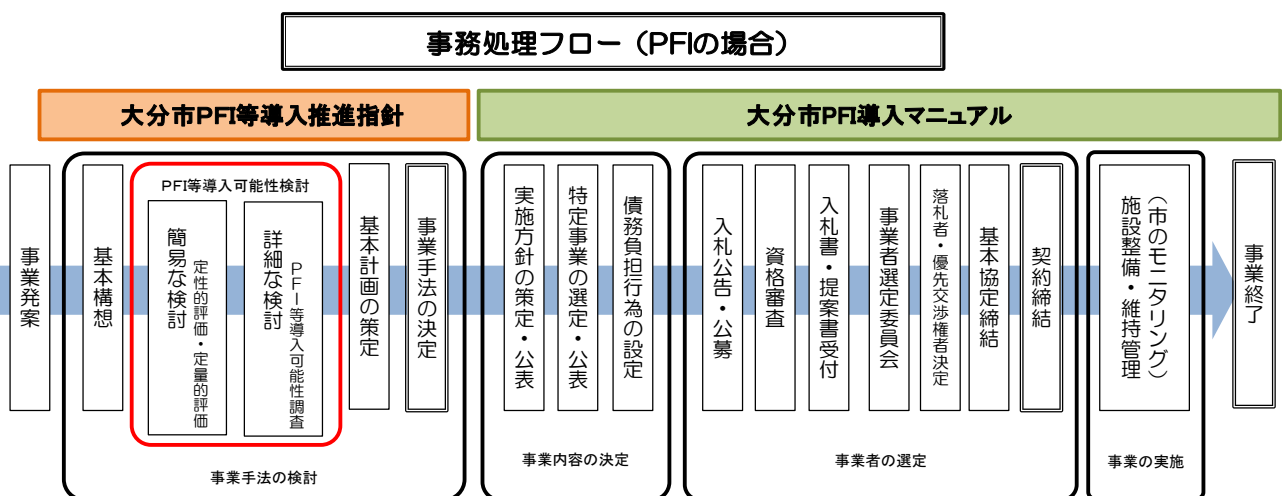
※2 「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」について（要請）
 （平成 27 年 12 月 17 日付 府政経シ第 886 号、総行地第 154 号）において、
 内閣府及び総務省より公共施設等の整備等の基本構想、基本計画の策定など事業手法
 の検討を行うにあたっては、多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するよう促す
 仕組みの構築を人口 20 万人以上の地方公共団体に対し、平成 28 年度末までに策定
 するよう要請がなされています。

II 本指針の位置づけ

大分市 PFI 等導入推進指針は、「大分市行政改革推進プラン」や「大分市公共施設等総合
 管理計画」に掲げる民間活力の導入推進のため、施設整備に関する基本構想や基本計画検討
 段階における事業手法の検討フローや条件など、PFI 等の検討に関する基本的な基準等を示
 すものであり、平成 27 年 12 月に内閣府及び総務省より要請のありました、「多様な
 PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」に位置づけられるものです。

施設所管課は、公共建築物等の建替えや新規整備の検討を行う際は、本指針に基づき事業
 手法を検討することが求められます。また、公共施設マネジメント推進室は施設所管課の事
 務手続き等が円滑に進められるよう支援を行います。

PFI 等の事業手法は、従来の整備手法と異なる手続き等があり、準備等に多くの労力と期
 間が必要となることが想定されることから、事業手法決定後の具体的な手続き等について
 「大分市 PFI 導入マニュアル」を踏まえ、施設所管課等に情報提供するとともに、必要に応
 じて指針の改定を行ってまいります。



※法改正や他都市の事例、所管課との協議内容などを蓄積し、適宜反映させていただきます。

Ⅲ PFIの原則・主義

PFIの基本理念や期待される効果を実現するため、国のPFI基本方針には以下のような原則や主義が定められています。

【5つの原則】

- ①公共性原則 : 公共性のある事業であること
- ②民間経営資源活用原則 : 民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用すること
- ③効率性原則 : 民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施すること
- ④公平性原則 : 特定事業者の選定、民間事業者の選定において公平性が担保されること
- ⑤透明性原則 : 特定事業の発案から終結にいたる全過程を通じて透明性が確保されること

【3つの主義】

- ①客観主義 : 各段階での評価決定について客観性があること
- ②契約主義 : 公共施設等の管理者等と選定事業者との間の合意について、明文により、当事者の役割及び責任分担等の契約内容を明確にすること
- ③独立主義 : 事業を担う企業体の法人格上の独立性又は事業部門の区分経理上の独立性が確保されること

Ⅳ PFI等の導入効果

PFI等の事業手法を活用することについて、主に以下のような効果期待されます。

- ①民間のノウハウを取り入れ、安価で質の良い公共サービスの提供が期待される
 - ・性能発注方式を採用することで、効率的な官民のリスク分担、良好な競争環境の構築などが期待できます。また、民間のノウハウを幅広く活かすことができ、安価で質の良い公共サービスの提供が期待されます。
- ②公共サービス提供における行政の関わり方が改善される
 - ・施設の建設や維持管理など、現場での業務を民間事業者に委ねることにより、行政はより必要性の高い分野へと選択的に人的資源を集中することができ、公共部門全体における効率性の向上が期待されます。
- ③民間事業者の事業機会が広がり、地域経済の活性化が期待される
 - ・PFI等の事業では、これまで行政が行ってきた業務に対し、民間事業者が幅広く参加できることになるため、民間事業者にとっては新たな事業機会が創出されることになり、地域経済の活性化に寄与することも期待されます。

V PFI等の手法

(1) 事業手法

本市が実施する公共施設等の整備・運営において想定される代表的な(※1)PFI等の手法は、以下のとおりです。

1、民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法	PFI(公共施設等運営権(コンセッション)方式(※2))	
	指定管理者制度	
	包括的民間委託	
	O方式(運営等)	
2、民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法	PFI	(BTO方式)(建設⇒移転⇒運営等)
		(BOT方式)(建設⇒運営等⇒移転)
		(BOO方式)(建設⇒所有⇒運営等)
		(RO方式)(改修⇒運営等)
	DBO方式(資金調達は公共、設計・建設・運営を民間)	
3、民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法	PFI(BT方式)(建設⇒移転)	
	リース方式	
Build=「建設」 Transfer=「移転」 Operate=「運営等」 Own=「所有(民間)」 Rehabilitate=「改修」 Design=「設計」		

※1 上記は代表的な手法の例示であり、ほかにも公的不動産の利活用(定期借地権方式、公共所有床の活用)やESCO(包括的な光熱水費等の削減)等、事業スキームに応じ様々な手法が存在しますが、具体的な整備内容に応じ総合的に優れた手法を選択することになります。

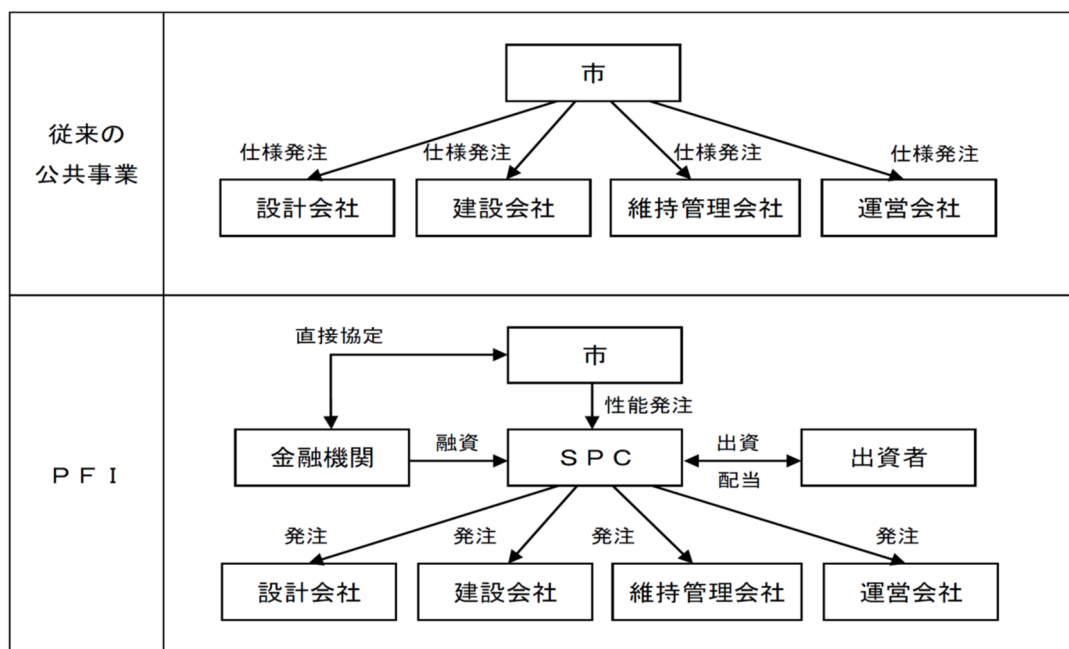
※2 公共施設等運営権(コンセッション)方式

公共施設等運営権とは、利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を公共に残したまま、当該施設を経営する権利を民間事業者に設定するもので、平成23年のPFI法改正により実施可能となりました。(PFI法第16条～第30条)

具体的な対象分野として、空港、上水道、下水道、道路(有料道路)、文教施設(博物館等)、公営住宅がコンセッション事業の重点分野とされています。

(平成28年5月18日PFI推進会議決定「PPP/PFI推進アクションプラン」)

(2) PFI 手法と従来の事業手法との比較



従来の公共事業手法と PFI 手法との比較

項目	従来の公共事業手法	PFI 手法
実施方法	施設の設計・建設・維持管理・運営を個別に公共の直営、または民間事業者へ委託により実施	施設の設計・建設・維持管理・運営を選定事業者(SPC)が一体的に長期間に渡り実施
発注方法	仕様発注 : 構造・材料などに関する詳細な仕様書を公共が作成し、民間に発注する	性能発注 : 公共は事業の性能(品質や水準)のみを指定し、民間事業者は提示された性能を満たす事業を実施
	分離分割発注 : 設計、建設、維持管理、運営をそれぞれ分割して発注	一括発注 : 設計、建設、維持管理、運営を SPC に一括して発注
事業者選定方法	原則、価格による入札	価格及び提案内容を加味し、総合的に評価
リスク分担	リスクが生じた際に、その都度決定するが、基本的に公共がリスクを負う	契約時にリスクを明確化して、公共と民間の双方で分担する
資金調達	市債、補助金など、公共が直接資金調達する	SPC がプロジェクトファイナンス等による資金調達(補助金を活用・併用する場合もある)を行う

VI PFI等の事業手法検討

事業推進体制（施設所管課と公共施設マネジメント推進室の役割分担）

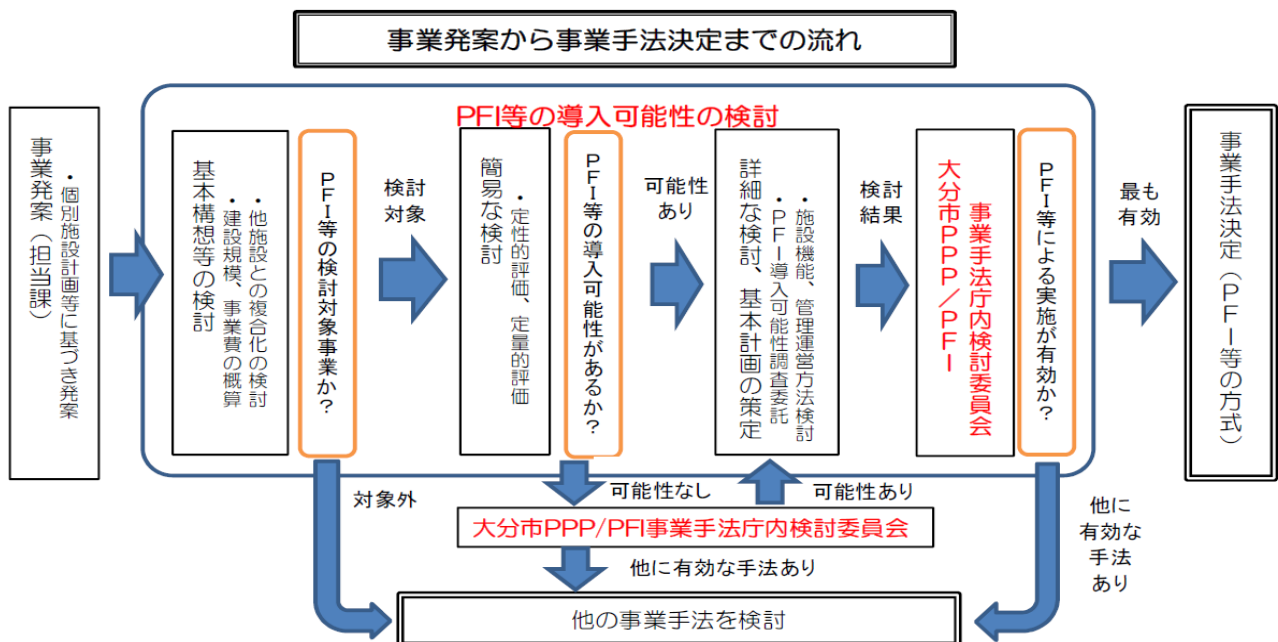
PFI等の導入検討や実施にあたっては、その事業（施設等）を所管する担当課（施設所管課）が主体となって進めます。しかし、実際の事業実施では、各種法令等に基づいた事務手順や民活事業特有の事業スキーム、事業者選定方法などに対する知識が必要であり、様々なノウハウの蓄積・共有が重要となります。

そのため、本市におけるPFI等の適正かつ円滑な事業実施を図るため、公共施設マネジメント推進室と施設所管課が相互に連携しながら、適切な事業の推進に努めます。

《施設所管課と公共施設マネジメント推進室との役割》

施設所管課	公共施設マネジメント推進室
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の発案、公共施設マネジメント推進室との事前協議、事業手法決定までの手続 ・民間事業者の提案に対する検討及び結果の通知 ・アドバイザーの選定・委託（必要に応じ検討） ・実施方針の策定、VFMの算定、特定事業の選定、募集要項等の策定 ・事業の予算要求、議会説明、議決に向けた手続 ・事業者の選定、契約の締結 ・必要情報の公開 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設整備に関する事前協議及びPFI等の活用可能性の協議 ・PFI等の導入に向けた事業担当課の支援及び検討状況の把握 ・事業関係課間の調整 ・PFI等に関する全庁的共通課題の検討 ・「大分市PPP/PFI事業手法庁内検討委員会」の開催

(1) 優先的検討の開始、基本構想の検討



PFI等の事業手法導入について検討を行う時期は、新たに公共施設等の整備等（新設や更新、長寿命化改修など）のタイミングに整備後の運営方針と併せて検討します。

施設所管課は、公共施設等の整備等を検討するにあたり、対象となる施設を整備する必要性、背景、どの程度の機能や規模が必要となるかを整理した上で、公共施設マネジメント推進室と協議を行います。

事前協議では、大分市公共施設等総合管理計画や個別施設計画との整合性や事業規模、他の施設との複合化の検討など整備する公共施設の基本構想を整理します。

（２）PFI等の導入可能性の検討

公共施設等の整備等に関する基本構想が整理できたら、その内容がPFI等の導入可能性があるかについての検討を行います。

検討の結果、PFIの導入可能性がないと判断された事業は、従来の設計、施工等個別発注方式や、設計・施工一括発注方式（DB（デザインビルド）方式）等最適な事業手法を併せて検討します。また、導入可能性があるとして判断された事業は、PFI等の事業として事業手法の検討を行うこととなります。

導入可能性の検討にあたっては、施設所管課が主体となり公共施設マネジメント推進室が支援を行いながら進めます。

【１】PFI等の検討対象事業か？

事前協議の中で、PFI等の導入を検討する事業は、以下の一及び二の条件に該当する事業（以下、「PFI等検討対象事業」という）です。

- 一 次のいずれかに該当する事業で、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が期待できる公共施設整備事業
 - ① 公共建築物又はプラントの整備・運営等に関する事業
 - ② 利用料金の徴収を行う公共施設の整備・運営に関する事業
 - 二 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業
 - ① 設計と施工を含む施設建設費が10億円以上
 - ② 維持管理費、運営費等が単年度で1億円以上
- ※Park-PFIは上記事業費基準対象外

なお、上記一及び二の条件に関わらず、以下の公共施設整備事業については、優先検討から除外します。

- ① 既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
- ② 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
- ③ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業
- ④ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業

【2】PFI等の導入可能性があるか？【簡易な検討】

PFI等検討対象事業については、以下のフローに沿ってPFI等の導入の適否を判断します。「PFI等の導入可能性あり」と判断された場合は、対象施設についてPFI等の民間活力を導入した整備に向けた、PFI導入可能性調査【詳細な検討】や基本計画の検討に進みます。

《簡易な検討のフロー》

【定性的評価】

① 「同種の施設のPFI等導入実績」

同種の施設でPFI等の導入実績があるが、本事業では導入が非常に困難なケース。(※)

② 「民間ノウハウの活用可能性」

同種の施設でPFI等の導入実績が無く、かつ、本事業での導入が困難である。(※)
民間の経験・ノウハウ等の活用余地がない。

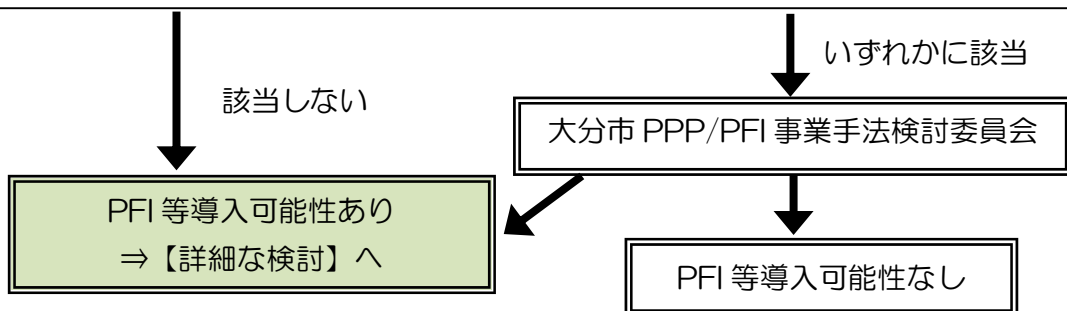
【定量的評価】

① 「スケジュールの観点」

PFI等による整備では、スケジュール上支障がある。(※)

② 「VFMの観点」

PPP/PFI手法簡易定量評価調書により、従来型の手法と採用手法で費用等の総額を比較した結果、VFMが発生しない又は同種の事業と比較し著しく低い。



(※) 困難であることや支障があることの説明は施設所管課が行う必要があります。

《評価内容の説明》

【定性的評価】

(評価①) 「同種の施設のPFI等導入実績」

同種の施設でPFI等の導入実績がある場合は、民間の創意工夫を活用できる可能性が高いため、原則として次の段階である定量的評価に進みます。なお、同種の施設とは、施設設置の根拠法令が同じか、運営内容等が類似している施設を言います。なお、本市の施設に限らず、国や他の自治体の施設も含めて導入実績があるかを判断します。

同種の施設で実績があっても、本事業は PFI 等の導入が非常に困難であるという場合には、施設所管課が導入について非常に困難という理由を示す必要があります。例えば施設規模が著しく小さくなるなど、民間提案を求める余地が無いことなどを事前協議で示す必要があります。

（評価②）「民間ノウハウの活用可能性」

同種の施設で PFI 等の導入実績が見られない場合であっても、設計、施工、維持管理又は運営のいずれかに民間が提案できる余地があれば、民間のノウハウを活用することが可能と考えられます。また、行政だけでの判断が困難な場合についても、民間事業者へのヒアリングを行うことも考えられますので、そのような場合は、原則として次の段階である定量的評価に進みます。

しかし、民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業など、PFI 等の導入が困難な場合についてはその根拠を示すことが求められます。

【定量的評価】

（評価①）「スケジュールの観点」

PFI 等の手法を採用するにあたり PFI 等導入可能性調査を発注し、かつ事業者の公募のために従来手法とは異なる資料等を作成する必要があることから、一般的に事業検討に時間を要するといわれています。そこで、PFI 等で実施した場合に想定されるスケジュールでは著しく支障が生じる場合に限り、PFI 等の導入可能性は無いものとします。

しかし、PFI 等の実績が蓄積されることでそれらに要する時間は短縮され、案件によっては従来手法より早く完了することも可能になるとともに、各業務を個別に発注する従来方式と異なり、業務を一括して発注する PFI 等では、事業全体を管理する事業者の工夫により、全体の遅れを防止することができます。

なお、PFI 等の導入可能性が無いと判断する場合、スケジュールに生じる事業遂行上の支障を示す必要があります。

（評価②）「VFM の観点」

ある事業を PFI 等で実施することによる効果を金銭価値で算定したものを VFM (Value For Money) といい、VFM が発生する場合には、PFI 等の導入可能性があるものといえます。そのため簡易的な VFM を算定したうえで、VFM が発生しない場合においては、PFI 等の導入可能性は無いものと判断します。

また、VFM 算定の結果、同種の事業と比較し VFM が著しく低い場合には、民間のノウハウ活用可能性等の定性的評価と総合的に勘案し、PFI 等の導入可能性を判断します。

なお、VFM の計算方法については、内閣府の「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程策定の手引き（別紙 2-1 から別紙 5 まで）」を参考にするとともに、施設所管課と公共施設マネジメント推進室で協議しながら算定します。

【3】PFI等による実施が有効か？【詳細な検討】

簡易な検討により、PFI等の導入可能性があるかと判断された対象事業の施設所管課は、実際の導入に向けた詳細な検討及び基本計画等の策定作業に進みます。

この作業についても施設所管課が主体となり、公共施設マネジメント推進室が支援を行いながら、関係課等と連携を図りながら進めます。

基本計画等では基本的な施設概要について検討します。この時点では本事業に関する関係課の設定及び市として必要とする機能や施設規模、他の施設との複合化の可否などとともに導入を想定するPFI等の事業手法を整理します。

また、基本計画の検討と並行して事業推進に必要な関係課と調整を行い、必要に応じて専門的な外部コンサルタントを活用（PFI等導入可能性調査委託等【※次ページに主な調査内容について掲載】）しながら最適な事業手法の比較検討を行います。

併せて、整備方針について庁内の合意形成等を図り、大分市全体での実施の方向性を調整します。

PFI等導入可能性調査委託による「詳細な検討」を通じて把握できた、適切なPFI等の事業手法や官民のリスク分担、民間事業者の市場調査、概算事業費、VFMなどの調査結果についても基本計画等に反映させます。

基本計画等、PFI等導入可能性調査を委託する場合の主な調査項目の例、調査業務における事業者選定、審査等の注意点について次頁に例示しています。

（3）検討体制

企画部担当副市長を委員長とし、各部局長等で構成する「大分市PPP/PFI事業手法庁内検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、民間活力導入に伴う全庁的な取組の統一化を図り、簡易又は詳細な検討を通じて把握できた評価結果を基に導入の適否及び最適な事業方式の検討を行う。

（4）PFI等導入についての検討結果の公表

【2】【簡易な検討】、【3】【詳細な検討】の結果、委員会においてPFI等手法の導入に適しないと評価した場合には、その評価結果（PFI等手法を導入しないこととした旨及び予定価格の推測につながらない事項）を大分市のホームページで公表します。

（5）事業手法の決定

これまで検討を行ってきた基本的な施設概要、PFI等導入可能性調査や委員会の検討結果等を踏まえ、事業手法等を含めた基本計画等の内容を決定します。なお、必要に応じて総合経営会議や、外部有識者等による検討委員会などでの議論を経るケースもあります。

事業手法検討の結果、PFI等を採用することが決定した場合、以降の手続きについて、案件ごと必要に応じアドバイザー業務の委託を行うなどPFI等の実施に向け必要な作業を進めます。

《参考：基本計画等、PFI等導入可能性調査における主な調査項目》

業務		調査項目(例)	内容
基本計画等の策定		現状の整理	・ 現状及び課題を整理する。
		導入機能の検討	・ 整備する施設に導入する機能を検討する。
		施設計画	・ 施設の規模、施設計画等を検討する。
		管理運営計画	・ 管理及び運営に関する方法を検討する。
		施設概要図の作成	・ 施設の概要図を作成する。
PFI等導入可能性調査	事業スキーム	事業の範囲	・ 設計、施工、維持管理、運営、余剰地活用業務等を、どの範囲で1つの事業として事業者を公募するか検討する。
		事業手法	・ PFI等の事業手法の比較検討を行う。
		事業期間	・ 事業期間を検討する。
		資金調達・収支見込み	・ 資金調達の主体と額を算定する。 ・ 利用料金収入等を見込める施設では、利用料金収入等を試算する。
		リスク分担	・ 当該事業で想定されるリスクを抽出・分析する。
		市場調査	・ PFI等を活用する場合の民間事業者の参画意向、事業スキーム等についての意向を把握する。
		VFMの検討・評価	・ 概算事業費を算定する。 ・ 従来手法で実施した場合とPFI等で検討した場合の財政負担額を比較する。
		スケジュールの作成	・ PFI等を採用した場合の事業実施スケジュールを作成する。

※調査業務委託を実施する場合の事業者選定、審査等の注意点

各業務委託の事業者選定にあたっては、市が提示する業務の仕様にとどまらず、整備等を行う施設の特色に応じた検討項目等の提案を受けられることが期待されることから、できるだけ公募型プロポーザル方式を推奨します。

また、業務を適切に遂行できる事業者を選定するため、事業者に対して業務の実施体制、同種または類似の業務の実績、業務スケジュール及び当該事業に関する課題の解決等に関する提案を求めます。また、適正な財政支出という観点から見積書の添付を求めます。

審査にあたっては、予め当該事業の特性に基づいて審査基準と配点を定めます。

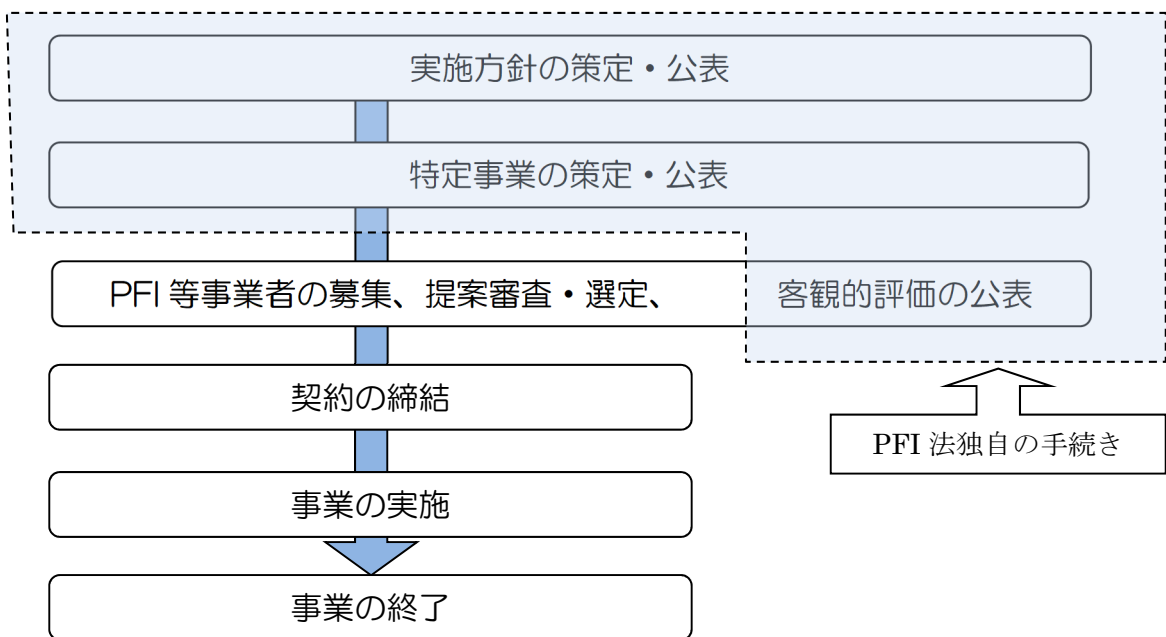
VII 事業の実施に向けて

施設所管課は、事業手法の決定に従って具体的な手続きを進めていきます。

決定された手法が PFI 法上の手法である場合は、大分市 PFI 導入マニュアルに沿って事業を実施し、PFI 法上の手法以外である場合についても、PFI 法独自の手続きを除きながら、同マニュアルや他の事業例を参考に公共施設マネジメント推進室と協議しながら実施していきます。

事業実施に係る具体的な手続きは、同マニュアルを参照してください。

《事業実施に係る具体的な手続き例（PFI の場合）》



VIII PFI 等の推進にあたっての留意事項

(1) 事業の必要性、収益性等の事前評価

PFI 事業の案件形成を推進しながら公共サービスの充実を図るため、PFI 等の実施に際し当該事業に対する長期的・普遍的な市民ニーズが存在しているか評価を行うとともに、サービス対価の考え方やリスク分担等、民間事業者側から見た事業の収益性など事前段階での検討を行います。

(2) 事業情報等の公表

事業の発案段階から、事業手法の選択や事業者選定の進め方など、事業実施の各段階において、できるだけ詳細に公表を行い、手続きの公平性や透明性の確保に十分配慮して進めていきます。

(3) 民間事業者との対話・サウンディング市場調査の促進

行政と民間事業者が双方向のコミュニケーションを通じ、それぞれの知識やノウハウなどを最適な形で組み合わせることにより、優れたサービスを効率的かつ持続的に提供していくことが求められています。

そのため、事業構想段階からのサウンディング市場調査の実施など事業の節目ごとに民間事業者との対話機会の拡大を図ることで、事業に対する理解を高め、より本市のニーズに合った提案がなされるよう取り組んでいきます。

(4) 後年度の財政負担への影響

PFI等の事業スキームによっては、事業実施の全期間にわたり費用を支出することになるため、財政負担の平準化が可能となりますが、同時に長期間にわたって債務を負担し続けることから、後年度の財政負担への影響を慎重に検討する必要があります。

なお、PFI手法による債務負担行為に係る支出のうち、施設整備費用に相当するものなどは公債費に準ずるものとして健全化判断比率等に影響が出てくることにも留意します。

(5) 国庫補助等の財政負担

「通常当該施設を地方公共団体が整備した場合に国庫補助負担制度がある事業については、PFI事業で整備する場合にも同等の措置が講じられるものであること。」(自治省(現内閣府)「地方公共団体におけるPFI事業について」平成12年3月29日)とされていますが、特定財源(交付金、国庫補助、地方債等)の活用可否は事業スキームに大きく影響を与えることから、事業構想段階で事前に大分県等関係官庁と十分な協議をしておく必要があります。

(6) 地域経済の活性化の推進

PFI等の推進は、民間の資金、経営能力及び高い技術力を活用し、効率的かつ効果的に公共施設を整備するとともに、市民に質の高いサービスを低価格で提供し、さらには地域経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

地域経済の健全な発展につながるPFI等の事業とするためには、地域の実情をよく知る市内企業が積極的に参画することが望まれます。

このことからPFI等の実施にあたっては、市内企業の意向把握に努め、事業機会の創出を図るための取組を実施します。

①事業者選定においては「地域経済への配慮」の提案を求め、適正に評価します。

②PFI等に関する知識の普及や情報提供のため、「おおいたPPP/PFI地域プラットフォーム

ーム」等を活用し市内企業向けの勉強会等を開催します。

(7) 実施方針の策定の見通し等の公表

PFI手法で事業実施することが決定した場合には、PFI事業の選定における透明性をより一層確保するため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」15条第1項の規定により、実施方針を定める前の段階において、施設所管課が実施方針の策定の見通しを大分市ホームページに公表します。

(8) 業務支援委託の発注

類似のPFI事業等の実績がある場合は、導入可能性調査の委託やアドバイザリー業務の委託の発注をせず、担当課、関係課及び公共施設マネジメント推進室において、業務支援を行うことが出来るものとしします。

(9) 事業参加者の資格要件

当該事業について、導入可能性調査業務の受託者、アドバイザリー業務の受託者及び事業者選定委員会の委員と資本面、人事面若しくは実施方針公表後に業務の受注実績があることや、事業における融資関係がある等の利害関係がある者は、入札等に参加することはできません。

また、入札等参加後であっても、上記事項が発覚した場合は事業参加資格を取り消しするものとしします。

なお、導入可能性調査、アドバイザリー業務の各種支援委託及び選定委員会委員を選定する際は、当該事業への参加はできない旨を選定時に事前に明文化し、相手方に伝わるように留意してください。

(10) 事業参画促進対策

事業者の事業参画を促進、参画機会の増大を図るため、市が指定するPPP/PFI事業に応募した事業者グループで、事業者選定の最終審査において優秀な提案を行った、次点者・次々点者へ事業担当課が報奨金を交付する場合があります。

(11) 提案内容の取扱い

プレゼンテーションでの事業者提案内容及び質疑に対する回答については、要求水準同様事業実施に反映し、事業契約前協議において覚書などで契約の一部として取り扱います。

(12) 事業者選定委員会の意見の取扱い

選定委員会からの意見は、事業実施の際に検討し、検討過程及び検討結果は協議録として残し事業へ反映させます。